

# 預金保険制度について

## ペイオフとはなんですか

ペイオフとは、預金保険制度に加入している金融機関が経営破綻の状態に陥り、預金の払い戻しができなくなった場合に、預金保険機構が破綻した金融機関に代わって「預金者一人につき保険対象預金の元本(1,000万円以内)とその利息」を支払う制度で、定期預金などを対象に平成14年4月から導入されています。ペイオフは、あくまで金融機関が破綻した場合の預金者保護措置の一つであり、銀行が健全経営をしている限り発動されることはありません。

当行については、経営の健全性を示す自己資本比率は国内基準の4%を大きく上回る10.40%となっており、ペイオフの心配をする必要のない高水準を維持しています。また、平成15年度の決算では、当期純利益は過去3番目となる43億円を計上し、金融再生法に基づく開示債権比率も2ポイント改善するなど、安心してお取引いただける経営状況となっております。



## 平成17年4月からどう変わりますか

ペイオフの対象となる預金は、当座預金、普通預金、別段預金、定期預金などです。定期預金や貯蓄預金などは、平成14年4月より「合算して元本1千万円とその利息」を保護する措置が適用されています。当座預金・普通預金・別段預金については、平成17年3月末までは全額が保護されますが、平成17年4月以降は「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という三つの条件を満たす決済性預金が全額保護の対象となり、それ以外は定期預金などと同様の取り扱いとなります。

【預金保護の概要】

		平成14年4月～平成17年3月末まで	平成17年4月以降
預金保険の対象預金等	当座預金 普通預金 別段預金	全額保護	条件を満たす預金 <sup>(注1)</sup> は全額保護
	定期預金 貯蓄預金 通知預金等		合算して元本1,000万円 <sup>(注2)</sup> までとその利息等を保護 (1,000万円を超える部分は破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます。)
対象外預金等	外貨預金 譲渡性預金等	保護対象外 (破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます。)	



右の表を  
ご覧ください

(注1) 無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもので、決済性預金といいます。

(注2) 金融機関が合併や営業のすべてを譲り受けた場合には、その後1年間に限り、当該保険金額が1,000万円の代わりに「1,000万円×合併等に関わった金融機関の数」による金額となります。(例:2行合併の場合は2,000万円)

## 国債、投資信託について

国債、投資信託は預金保険制度の対象ではありませんが、国債は国が発行する安全性の高い債券で、保護預り分として日本銀行等で分別保管されているため、金融機関が破綻しても確実に返還されます。また、投資信託としてお客様が投資した財産は、信託銀行において銀行や信託銀行の固有財産とは明確に分別して管理されるため、販売銀行・投信会社・信託銀行のいずれかが破綻しても、安全が確保されます。

